

—— 飛立て 150 名 ——

● 弥生。3月15日(土) 江南中学校の卒業  
● が行なわれました。  
● 卒業生たちは三年間の思い出を刻んだ学  
● をあとに新たな世界へと飛立って行きました。

# こうなん

広報

No. 168

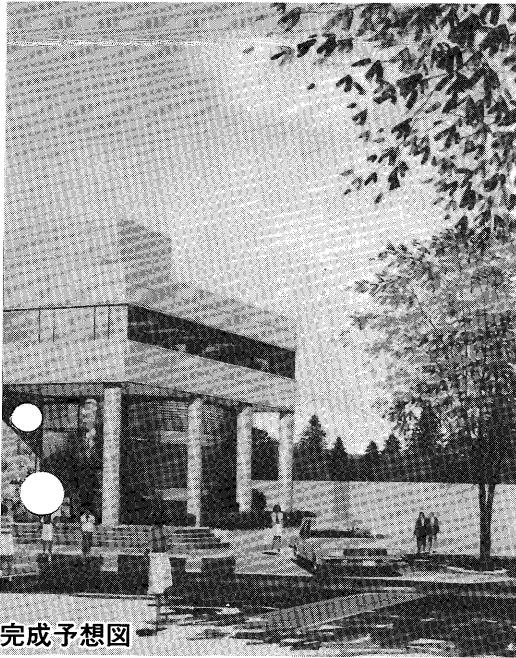
昭和61年4月1日

4月

[3月1日現在人口] 男 5,242人 女 5,278人 計 10,520人  
世帯数 2,697人

おもな内容

- 61年度予算のあらまし……………2～3
- 江南町行政改革大綱策定……………4
- 春の交通安全……………5
- 税のコーナー……………6
- 新献血制度……………7
- 年金制度の変更……………8
- おしらせ……………9
- 余暇……………10



完成予想図

# 昭和61年度予算

## 24億1,200万円

### みんなのくらしに使われます

## 歳入

昭和六十一年度予算が三月十七日、第一回定例議会で可決・成立しました。  
 一般会計については、歳入歳出とも二十四億一千二百万円。前年度当初と比べると約二億八千万円増、十三・二%の伸びになりました。今月号では、町政の基本となる六十一年度予算のあらましをご紹介します。

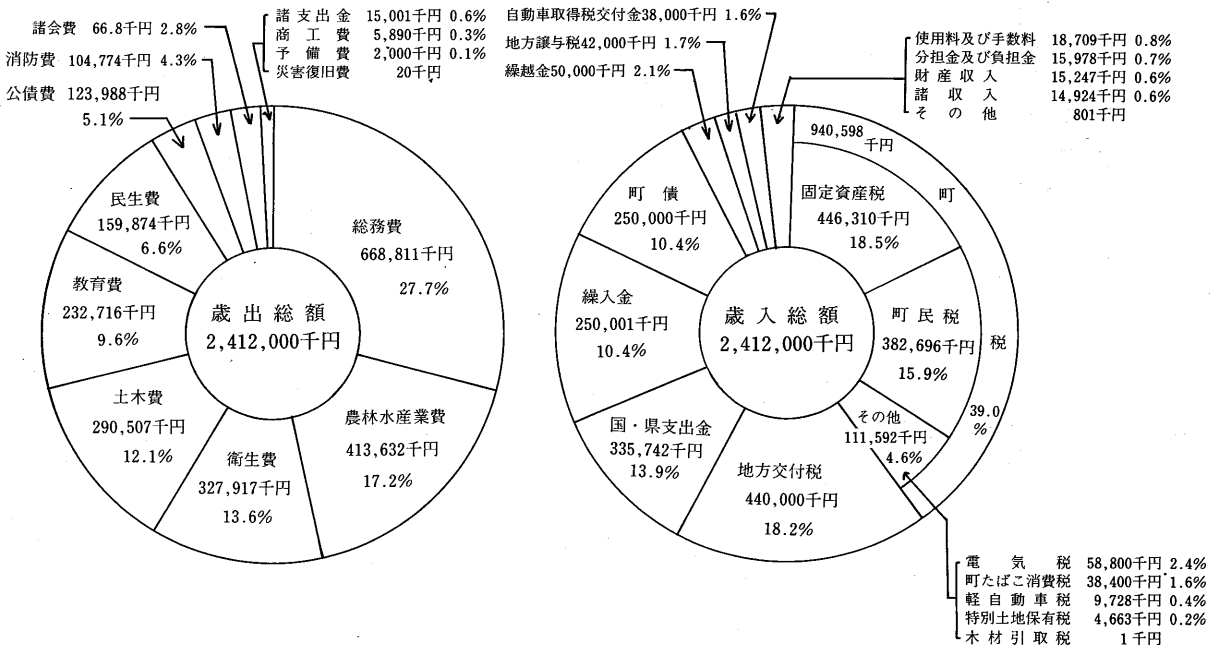
歳入総額のうち、いちばん大きな割合を占めるのは町税で、前年度当初に比べ八・一%の伸びとなりました。次いで大きいのは地方交付税で、前年度に比較すると八・三%減りました。国・県支出金のうち、県支出金は四五・九%とかなり大きく伸びています。

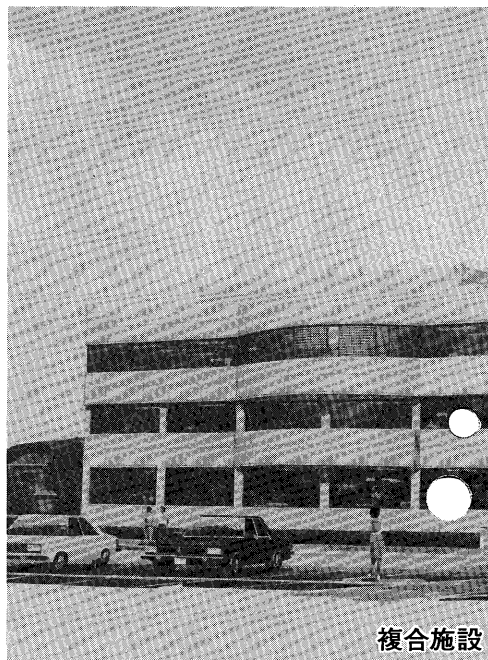
## 歳出

今年度は、大きな建設事業があるため、その財源確保の手段として町債が二億五千万円と、前年に比べ一億六千万円。三倍以上の伸び率になりました。その他についてはグラフをご参照ください。

六十一年度も、より一層の住民福祉向上を旨として、限られた財源を効率的に配分し、事業を行っていきます。

今年度事業の目玉としては、役場庁舎西側に建設予定の複合施設があげられます。この施設は鉄筋コンクリート三階建てで、一階を町民の健康づくりを受け持つ保健センター。二階は働く人々の憩いと研修の場となる勤労福祉センター。三階は、町の立法の府としての議場をはじめとする議会関係棟という構成となっています。





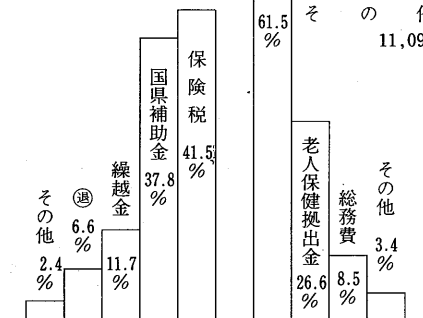
複合施設

# 国保

国保特別会計予算については、歳入歳出それぞれ三億三千八百六十四千円を計上しました。

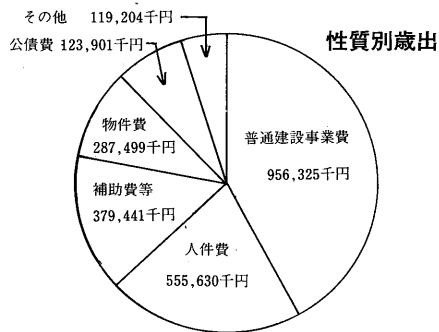
歳入	単位千円
保険税	137,301
国県補助金	125,153
繰越金	38,671
⑩交付金	21,869
その他	7,870

歳出	単位千円
保険給付費	203,482
老人保健拠出金	88,101
総務費	28,189
その他	11,092



⑩とは退職者医療該当者医療費の国の補助金  
 ※保険給付費とは、医療費の7割分で国保で支払っている医療費、老人保健拠出金とは、70歳以上の方々の医療費支払分

内容については別表の通りです。医療費は年々増加しています。この原因として生活水準の向上で医者にかかる人が増えたり医療技術水準の高度化、治療期間の長い成人病の増加などがあげられます。しかし医療費の一定割合は保険



総費用は五億三千五百万円です。なお、現在はまだ基本設計の段階なので、内容等がこれから多少変わってくるかと思われます。この複合施設建設のため、総務費は前年度当初に比べ約一・五倍伸び、歳出全体の中でもいちばん大きな割合を占めています。次いで大きいのは農林水産業費、農村総合整備事業費、近代農村建設事業費、農道整備事業費などを計上しました。

衛生費は、複合施設のうち保健センター建設費、広域一部事務組合施設の負担金、各種検診に要する経費等にあてられます。土木費では、道路台帳作成委託費、町道整備費、江南中央第一土地区画整理組合補助金を計上しました。教育費については、小学校・中学校・幼稚園・給食センターの管理運営費等を計上しました。

# 老人保健

税として皆さんに負担していただくかなければなりません。そこで保険税をアップさせないためにも医療費の節約を心がけ保険税値上りが抑制にご協力をお願いいたします。

老人保健特別会計は、高齢化社会に伴い、受給者及び受診率が年々増加傾向にあります。今後も疾病に応じた適正な医療を受け、健康、医療に関する認識を深めていただきたいと思えます。六十一年度は歳入、歳出それぞれ二億二千八百八十三万九千円を計上しました。内訳については次のとおりです。

(1) 歳入	
支払基金交付金	一六〇、一七七千円
国庫支出金	四五、五四五千円
県支出金	一一、三八五千円
繰入金	一一、七二二千円
その他	一〇千円
(2) 歳出	
総務費	三三八千円
医療諸費	二二八、四九七千円
その他	四千円

(1) 給水戸水	
二、年間総配水量	一、六九四、〇〇〇㎥
(1) 収益的収入及び支出	二〇四、四一九千円
(2) 収益的支出	一七八、四六〇千円
差引当年度純利益	二五、九五九千円
三、資本的収入及び支出	
(1) 資本的収入	五、一五〇千円
(2) 資本的支出	五四、九〇四千円
差引不足額	四九、七五四千円

# 水道

一、業務の予定量

過年度損益勘定留保資金で補てんする予定。

# 江南町行政改革大綱が策定される

今、国、地方とも行政改革の改革が重要な課題となっており、江南町においても行政改革推進委員会が町長の諮問を受けて審議を重ね、全項目について慎重に審議、調査した結果、本大綱の趣旨実現のため、歩みは遅くとも一つ一つ実現して、二十一世紀に向い明るい未来の開拓にまい進されるよう答申をいただきました。

## 基本方針

(1) 江南町では、かねてより給料及び定員管理の適正化等に鋭意努めてきたところであり、依然として厳しい行政環境のなかで、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため、引き続き行政改革を強力に推進する。

(2) 行政改革の推進に当たっては「江南町行政改革推進委員会」の答申を尊重し、議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組むとともに、町民の理解と協力が得られるよう努める。

## 当面の措置事項

### 1、事務事業の見直し

- 条例に基づかない各種団体の事務等を見直し(昭和61年度)
- 道路清掃を地域区に委任する(昭和61年度)
- 指名競争入札の現場説明資料を閲覧方式に移行する(昭和61年度)
- 街路灯の新設、補修を業者委託(昭和60年度)
- 幼稚園、保育所の保育料の適正化(昭和61年度)
- 各種手数料、使用料の適正化(昭和61年度)
- 就学援助費補助の対象者見直し(昭和60年度)
- 町単独補助金の統合、見直し及びサンセット方式の導入(昭和61年度)
- 町税の前納報償金、納税組合補助金の見直し

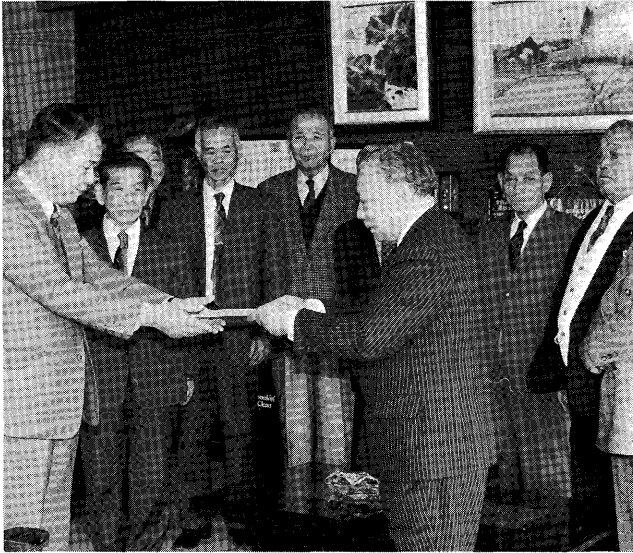
### 2、組織・機構の簡素合理化

- 産業課と土地改良課を統合する(昭和61年度)
- 各種委員会の定数の見直しを行う(昭和61年度)
- 幼稚園の保育時間の見直し(昭和62年度)
- 広域一部事務組合の負担の見直し(昭和61年度)
- 行政連絡の徹底を図るため行政区の改編を行う(昭和60年度)
- 職員によるプロジェクトチームの積極的活用(昭和61年度)
- 課・係等の事務分掌を再編整備し合理化を図る(昭和62年度)
- 給与の適正化(昭和58年度)
- 昇給の9ヶ月延伸を実施した(昭和58年度)
- 「わたり」を廃止した(昭和52年度)
- 期末・勤勉手当の適正化を推進する(昭和60年度)
- 退職手当の支給率の適正化を推進する(昭和61年度)
- 初任給の適正化を推進する(昭和61年度)
- 定員管理の適正化(昭和60年度)
- パートタイマーを積極的に活用する(昭和60年度)
- 退職等による欠員の補充の抑制に努める(昭和62年度)
- 民間委託・OA化等事務改革の推進(昭和59年度)
- 住民情報及び税の諸証明発行事務をOA化した(昭和59年度)
- 税・国民年金・水道使用料計算事務の電算化(昭和54年度)
- ワープロ導入による事務の合理化(昭和60年度)
- 電話交換・清掃業務の民間委託の検討(昭和61年度)
- 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化(昭和56年度)
- 千代グラウンド管理を地元スポーツ団体に委託(昭和56年度)
- 農業総合センターの管理を農協に委託する(昭和61年度)
- 農業研修センターを地元に移管する
- 坂上公民館を地元に移管する
- コミュニティ及びボランティアの活用を積極的に推進する(昭和60年度)

### 7、その他

行政全般にわたり見直しを行い、極力経費の節減、事務等の簡素合理化に徹し、時代に即応した行政の運営により、将来の円滑な行政の運営が保障されるよう努めるものである。

行政改革推進委員長より町長に答申された行政改革大綱



# 交通事故防止は、みんなの力で

## 春の全国交通安全運動

今年も県民総ぐるみによる、春の全国交通安全運動が実施されます。運動の重点は、二輪車の無謀運転の追放など三点です。

熊谷警察署では、この運動の目的を達成するため、市町村・関係団体等と各種対策を強力に推進します。皆さんのご協力をお願いします。



こんなことにならないようきおつけて下さい

### しめていますか？ シートベルト

昨年、当署管内で発生した死亡交通事故十二人について調査したところ、三人の方がシートベルトをしめていれば、死亡しなかったと思われます。

運転者には、シートベルトの着用が義務づけられています。シートベルトをしつかりしめて、安全運転の輪を広げましょう。

ミニバイクに乗る時は、必ずヘルメットを着用しましょう。なお、今年七月五日からは、ミニバイクのノーヘル運転者に、行政処分点数が付与されるのでご注意ください。

### チビッコ お年寄りの方 気をつけて

子供を交通事故から守るため、家庭での交通安全に対する指導が大切です。

特に次のことについて、親が教えましょう。

①道路への飛び出しは絶対しない。

②道路では遊ばない。

③点検、整備された自転車に乗せよう。

④ブレーキやライトの点検を実施し、整備された自転車に乗せよう。

また、自転車は、とっさの時に自由に操作できるよう、必ず体に合ったものを選びましょう。

最近、お年寄りの方が被害にあって死亡交通事故が多発しています。お年寄りの皆さん、次のことを守るようにしてください。

①道路を横断する時は、必ず近くの横断歩道や安全な場所を利用する。

②走ってくる車のすぐ後や、止まっている車の影からの横断はしない。

③道路への飛び出しはしない。

④自転車でも右折する時は、必ず後方の安全を確認する。

### なくそう

### バイクの無謀運転

昨年、当署管内で発生した人身交通事故は、一千六十一件で、このうち二輪車の関係した事故は、二百二件を占めています。

これらの事故の主な原因は、スピードの出しすぎ、飲酒運転、一時不停止、信号無視、急なハンドル操作等です。

交通事故を起こしたり、交通事故にあわないために、次のことを守りましょう。

①ヘルメットは正しくかぶる。

②安全速度を守る。

③交差点では必ず一時停止をし、安全を確認する。

④飲酒運転は絶対しない。

税のコーナー

# 確定申告が間違っていたときは

昭和六十年分の所得税の確定申告期限は、三月十五日まででしたが、ついすつかり忘れて確定申告書を提出しなかつたり、確定申告書を提出した後で、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気付いた方はいませんか。もう一度確認をしてください。

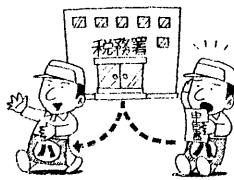
昭和六十年分については六十二年三月十六日までです。更正の請求をする場合の用紙は、税務署に用意してあります。

更正の請求をする場合の用紙は、税務署に用意してあります。税金を少なく申告していたとき、申告した税金が少なかつたことに気付いたときは、正しい金額にするために「修正申告」をしてください。

この修正申告は、税務署から更正の請求を受けるまでは、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。

確定申告をした後、申告した税金が多かつたことに気付いたときは、正しい金額にするために「更正の請求」をすることができます。

この更正の請求ができる期間は、



詳しくは最寄りの税務署・税務相談室へお尋ねください。

## 消防職員募集

- 試験日
  - 第1次……5月8日(休)
  - 第2次……5月22日(休)
- 場所
  - 熊谷地区消防本部
- 募集職種
  - 消防士(男)若干名
- 受験資格
  1. 受験申込時以降熊谷市、妻沼町、江南町、大里村に居住する方
  2. 高等学校を卒業した方もしくはこれらの方と同程度以上の学力のある次の方
    - ①高校卒 昭和41年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた方
    - ②短大卒 昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた方
    - ③大学卒 昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた方
- 受験申込書の交付
  - 申込書は、熊谷地区消防本部総務課、各出張所、役場で交付
- 受付
  - 4月21日から4月30日まで(土曜の午後、日曜、祝日を除く。)
  - ※詳しくは、熊谷地区消防本部へ ☎22-4444 (内線205、207)

正を受けるまでは、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。

この申告は「期限後申告」として税務署から決定を受けるまでは、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。加算税は、いつでもできます。

税金を少なく申告していたとき、申告した税金が少なかつたことに気付いたときは、正しい金額にするために「修正申告」をしてください。

更正の請求をする場合の用紙は、税務署に用意してあります。

詳しくは最寄りの税務署・税務相談室へお尋ねください。

幼い日、春の野で、タンポポの花を摘んで遊んだり、白い綿毛を吹いてうらないをした思い出をお持ちの方も多いいことでしょう。

タンポポは大きく分けると、昔からあつた在来種と、明治時代に牧草と共に渡来し、北海道から広がつたと言われるセイヨウタンポポとがあります。あなたが子供の時に遊んだタンポポはどちらだったのでしょうか。

環境庁がさきごろ発表した『緑の国勢調査』(自然環境保全基礎調査)の結果によると、現在は、セイヨウタンポポのほうが多く、分布も沖繩まで広がつて

いることがわかりました。この調査は、全国を一キロ四方の網目(メッシュ)に分けてボランティアの人たちが、その網目の中で、調査対象の生物を見たかどうかを報告してその結果をまとめたものです。調査メッシュ九万六千二百六のうち、在来タンポポが見られたのは、三万八千三百

### 歳時記

## タンポポ

八十九、セイヨウタンポポは四万六千二百七十九でした。百年ほどの間にセイヨウタンポポがこんなに増えたのは、セイヨウタンポポの種子が軽く、しかも単為生殖(オシベとメシベのない生殖)なので、遠くまで一人旅をして繁殖できるためだそうです。

見分け方というと、在来タンポポは、花をささている総苞片(ガクの部分)が上をむいて



四月は『河川美化月間』です。川をよごさないようにするだけでなく、地域で行われる河川の清掃などに協力しましょう。

# 新しい献血制度スタート

## 四百ミリリットル献血も

昭和六十一年度の献血者は全国で約八百七十万人。全人口の約七・二%の献血率は、世界でもトップレベルを誇ります。しかし、一回当たりの献血量「二百ミリリットル」は、世界でも最少量のレベルです。そのため多くの善意にもかかわらず、医療用の血液は不十分なのが現状です。このため、今回の改正では、従来の「二百ミリリットル献血」に加え、新たに「四百ミリリットル献血」と血液中の特定成分だけを採血する「成分献血」が導入されました。その結果、四月一日からはこれら三つの中からどれかを選んで献血できるようになります。

### 四百ミリリットル献血 安全性は実証済み

血液の安定確保と、輸血による肝炎などの感染やそのほかの副作用を減らすために生まれたのが四百ミリリットル献血です。少ない人数で輸血量を確保できるので、安全性も得られる方法です。

この方法は、日本人と同じぐらいの体格をした東南アジア諸国の

ほか、世界各国でかなり前から行われており、医学的にもその安全性は十分確認されています。

### 成分献血 必要な成分を採血

成分献血とは、血液中の血漿あるいは血小板だけを採血する方法です。

### 商工会主催特別講演会

#### “人を動かす話術”

三月十五日、商工会主催による特別講演会が町民体育館二階で開催されました。



講師は、ラジオ・テレビ等でなじみのTBSアナウンサー・大沢悠里さん。ラジオの語り口そのままに、ラジオやアナウンサーの裏話、放送界へ入るきっかけ、夫婦のつきあい方などをおもしろおかしく聞かせてくれました。また、最後にもまねまで披露してくれ、聴きに來られた百人近くの人たちを二時間、笑いっぱなしにさせてくれました。

### 昭和六十一年度 畜犬登録と狂犬病予防注射

昭和六十一年度の畜犬登録と、狂犬病予防注射を次のとおり行います。生後九十一日以上の犬を飼っている方は、愛犬に必ず登録と狂犬病予防注射を行い、鑑札と注

血漿成分からつくる血漿分画製剤は、現在の医療になくてはならないものです。しかし今、この製剤をつくる血漿は国内で確保できないのです。そのため、その製剤

や血漿の九〇%以上を外国に頼っています。医療に必要なこの製剤を国内でつくるためにも、成分献血はなくてはならない採血方法なのです。

射落票の交付を受けてください。

なお、予防注射は、前年度から新ワクチンに切り替わり、年一回になりましたので、この機会に必ず受けるようにお願いします。

日程は次のとおりです。もよりの会場で受けてください。当日できなかった場合は直接、獣医師宅で受けるようお願いいたします。(この場合、代金は若干増額になります)

#### ◎日程

- 四月二十二日(火)
  - 三本渡唐神社 午前九時三十分～十時四十分
  - 成沢坂上公民館 午前十時五十分～十一時五十分
- 四月二十四日(木)
  - 板井十字路(小林商店前) 午後一時十分～二時
  - 野原文殊寺 午後二時十分～三時

- 農協南支所 午後一時十分～三時
- 役場前駐車場 午前九時三十分～十一時五十分
- ◎料金
  - 登録料……………二千二百円
  - 注射料……………二千七百円
  - 計……………四千八百円
- ※問合せ 役場住民課 ☎三六一一五二二 (内線二四)
- お誕生おめでとう
  - (二月中届出)
  - 敬称略
  - ( )内保護者
- 成沢
  - 遠藤 布美也 二男(克)
  - 佐藤 啓一 長男(千秋)
  - 押切
  - 柴田 良介 長男(良文)
  - 樋春
  - 小松原 学 二男(壽和)
  - 御正新田
  - 神谷 早紀 二女(哲司)
  - 須賀広
  - 高橋 紘子 長女(貞夫)
  - 松本 崇 二男(隆多郎)
  - 板井
  - 倉野 渚 長女(明)
- 農協本所 午前九時三十分～十一時三十分

# 年金制度が変わります

## 「サラリーマンの奥さん」

# 現況届をお忘れなく

### 四月以降は 新しい用紙で

国民年金に任意加入されているサラリーマンの奥さんには、社会保障庁から「現況届」の用紙が送られています。この届は四月一日からスタートする新しい国民年金で「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)として加入するために必要なものです。「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)の資格がありながら、その手続きをされていない人は、いますぐ手続きをしてください。

なお、お手元に送られた「現況届」の用紙は三月三十一日までしか使用できませんので、四月以降は新しい三部複写の用紙で届を送ってください。届出の用紙は役場の窓口にありますので、必要事項を記入し、ご主人のお勤め先で確認を受けたうえ、ご提出ください。

なお、ご主人のお勤め先で確認を受けない場合は「届出」に①健

康保険の被保険者証と②ご主人の年金手帳をそえて提出してください。

### 用紙のない方は 役場窓口へ

ご主人が厚生年金の職場にお勤めの「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)で、現在、国民年金に加入中であるにもかかわらず「現況届」の用紙が送られてこなかった奥さん、役場の窓口用紙がありますので、必要事項を記入し、ご主人のお勤め先の確認を受けたうえで、ご提出ください。

国民年金に加入しているにもかかわらず「現況届」が送られてこない人には、次のようなケースが考えられます。  
○お届になっている住所とお住まいになつている住所が異なる。

○国民年金に加入された後で結婚されたが、任意加入へ

の変更の手続きをとっていない。  
○国民年金に加入後、ご主人が厚生年金に加入したが、任意加入の変更手続きをとっていない。  
このような人は、まず役場の窓口でおたずねのうえ、必要な手続きをとっていただくこととなります。

### 年金に未加入の方も届出を

現在、いずれの公的年金制度にも加入されていない「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)

### 20歳から60歳になるまで加入

●ライフサイクルによりかわる国民年金の被保険者タイプ



は新しい国民年金がスタートする今年の四月一日以降に「サラリーマンの奥さん」の届出が必要です。「届出」の用紙は三部複写となっており、役場の窓口へ備えつけてあります。なお、ご主人のお勤め先を通じて「届出」の用紙をお配りする場合があります。

### 確認は

### 年金手帳で

いまだ年金に加入されていないサラリーマンの奥さんの場合、四月以降に第三号被保険者の届をされますと、新しい国民年金に加入された旨を記載した年金手帳をお渡します。

国民年金だけではなく、厚生年金に加入したときも年金手帳に記載されます。年金手帳はいわばあなたご自身の年金史です。将来あなたの年金権を確認する大切なものです。

### サラリーマンの奥さんとは

サラリーマンの奥さんでも、ご主人が厚生年金や共済年金に加入しているだけでは、国民年金の「サラリーマンの奥さん」(第三号

被保険者)にはなれません。

国民年金では、職場の厚生年金あるいは共済年金に加入されている人、また、一定の収入のある人は「サラリーマンの奥さん」の扱いにはしません。難しい言葉でいえば、被扶養配偶者であることが絶対の条件となっています。これは、健康保険、共済組合の被扶養者となっている人ということが一応の目安となります。

### これは誤解です

一部に「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)としての届をすると、ご主人の給料からその保険料が天引きされるから届出をしないという人がありますが、これはまったくの誤解です。新しい制度の厚生年金、共済年金では、奥さんがいても、独身でも、保険料は一定です。保険料は男性、女性それぞれ決められた率を給料に掛けて計算されますので、奥さんの分の保険料が、そのご主人の給料から天引きされるわけではありません。ご主人の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みをとっています。



### 移動図書館のご案内

- 期日  
4月21日(月) 5月16日(金)  
6月13日(金) 7月14日(月) 9月16日(火)
- 場所  
町民体育館前庭
- 時間  
午後2時45分～3時45分  
※ どなたでも無料で借りられ、リクエストもできます。どうぞご利用ください。

### 行政・心配ごと相談

- とき  
4月22日 午前9時30分～正午
- ところ  
江南町母子健康センター

### 教育相談

教育委員会では、毎週火曜日(祝日は除く)午後1時から3時までの間、教育相談をお受けしています。  
お子さんの教育上のことでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 問合せ  
教育委員会  
☎36-1521 (内線37)  
☎36-5468 (直通)

### スクール生募集

—— 県立深谷青年の家 ——

- 主催  
埼玉県教育委員会
- 開催場所  
埼玉県立深谷青年の家
- 開催期日、日程  
5月13日(火)～8月8日(金)  
決められた週の火・水・金曜日の午後7時から午後9時まで、全日程13回(曜日別交流会含む)
- 内容  
書道、中国語、手編み、パソコン、写真、調理、華道など
- 対象  
県内在住、在勤の15歳から30歳未満の勤労青少年
- 受付期間  
4月12日(土)～4月20日(日)
- 問合せ  
県立深谷青年の家 ☎71-7548

### 技能検定試験

- 実施職種  
造園、機械加工、建築板金、電気機器組立て、家具製作、左官、塗装など45職種84作業
- 受験申請書の受付期間  
4月14日(月)～4月25日(金)
- 実技試験  
6月20日(金)～9月15日(月)の間に実施
- 学科試験  
8月31日(日)、9月7日(日)14日(日)

のうち1日

- 問合せ  
県労働部職業訓練技能振興係  
☎0488-24-2111 (内線3044)

### 固定資産税 課税台帳の縦覧

次により、固定資産税課税台帳を縦覧に供します。  
課税台帳の登録事項について不服がある場合には、4月30日までに審査の申し出ができます。  
くわしくは役場税務課におたずねください。(内線34)

- 日 時  
4月1日から20日まで、休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。(土曜日は正午まで)
- 場 所  
役場税務課

### 自衛官募集

- 身 分  
特別職国家公務員
- 給与等  
初任給 101,400円、賞与年3回
- その他  
希望者は大学2部、定時制高校等への通学や通信教育を受けることができる他、希望、適正により各種資格免許を取得する機会があります。
- 問合せ  
熊谷募集事務所 ☎22-4855

## 児童手当制度が改正

今年の六月一日から児童手当法が改正され、これまで三人目以降の子供から支給されていた手当が二人目以降の子供から支給されることになりました。支給期間は小学校入学までです。

ただし昭和六十一年度は経過措置により、三人目以降の義務教育修了前の子供について、月額五千円、昭和五十九年六月二日以降生まれた二人目の子供について、月額二千五百円が支給されます。

なお、前年の収入が一定額以上の方は手当を受給できません。また、被用者(サラリーマン)並びに

給要件は児童手当と同じです。

新しく対象となる昭和五十九年六月二日以降生まれた二人目の子供を養育している方の申請手続きは、五月一日から五月三十一日まで役場住民課の窓口で受付けますので、お早めに済ませてください。

なお、三人目以降の子供を出生された方については、随時受け付けをしております。(公務員や国鉄の職員の方は勤め先へ請求してください。)

※詳しくは、役場住民課福祉係へ (内線二四)

## 戦没者の遺族の方へ

次に該当する方々に特別弔慰金が支給されます。

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(一)対象者

満州事変が起った日(昭和六年九月十八日)以降の戦没者などの遺族。ただし、昭和六十年四月一日に同じ戦没者について公務扶助

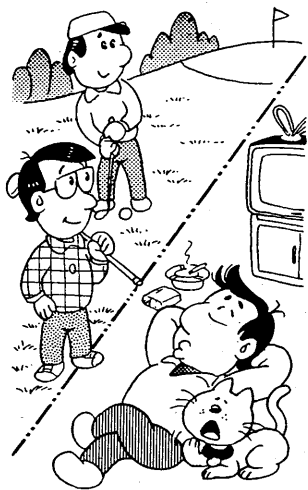
料、遺族年金などを受けている場合は受けられません。

三〇万円の記名国債(十年償還無利子)  
(三)時効 昭和六十三年六月十三日以上が、今回の特別弔慰金の要旨ですが、くわしくは江南町役場住民課まで、お問い合わせください。

に公務員を対象とした特別給付は昭和六十六年五月まで継続となり、支給要件は児童手当と同じです。

# どう使う18万3,250時間

## 余暇こそ人生の 充実時間



ゴルフデンウィークが近づいてきました。ところで「余暇」は余った暇と書きます。はたして、何から余った暇なのでしょう。高度成長時代、仕事が第一の価値だったころ、余暇は仕事をしたあとの「余りもの」だったようです。ところが最近の余暇時間の増加により、余暇は「余りもの」どころかますます重要なものへと変わりつつあるようです。さて、一生のうちにいっただれくらい余暇時間があるとお思いですか。十五歳から平均寿命(男約74歳、女約80歳)までの余暇時間は、男女平均すると十八万三千二百五十分間といわれています。

仕事の「余りもの」から、重要な時間へと変化する余暇時間——そこで、皆さんは余暇をどのようにとらえ、どのような使い方をしているかを見てみましょう。

## ゴロ寝から活動的な利用へ ▽データ△

### 変化する余暇活動

日本人の暮らし方に関する

価値観をみると「趣味にあつた暮らし」、「のんきに暮らす」と答えた人の合計が五〇%を超えた。また、「今後の生活の力点をどこにおくか」という質問に対して「レジャー・余暇生活」をあげる人が

徐々に増えている。昭和五十八年に「食生活」を上回り、五十八年にはそれまで一位の座を守り続けていた「住生活」をも抜きトップにおどり出た。

〔資料・文部省統計数理研究所「日本人の国民性」昭和五十九年十一月、総理府「国民生活に関する世論調査」昭和六十年五月〕

余暇は日常生活の中で、一番力を入れる分野となったわけですが、はたしてどのような使われ方の変化をしているのでしょうか。

最近の余暇の時間の過ごし方は、昭和三十年代にいわれた「一億総レジャー時代」とは趣きが変わってきています。画一的な余暇活動

から自分の趣味や趣向に合ったことをする、個性的な活動をする人が増えたといえるのでしょう。

年代別には大勢を占めていた余暇時間の使い方と変化を見てみましょう。

**40年代** 休息・ストレス解消型  
ゴロ寝でテレビを見る

「休日は、ゴロ寝してテレビを見るのが最高」——このように考え行動するのが休息・ストレス解消型です。

仕事が生活の中心で、余暇時間に仕事の疲れをいやし、ストレスを解消させるのを目的としているタイプです。

昭和四十年代には百人のうち十八人がこのような余暇時間を過ごしていました。しかし、五十七年になると四十五人へと減ってきています。

**50年代** 生活上・自己投資型  
積極的な利用が増える

余暇時間を仕事と完全に切り離し、自由に使おうとするタイプ。使い方は、ジョギングや体操などで健康増進を図ったり、日曜大

工、手芸などで趣味の幅を広げていきます。〇〇のために使う」というように、余暇を有効に利用しようという意識を持っています。五十年代前半の代表的な余暇時間の利用のしかたで、現在もさかんです。

**50年代後半** 楽しみ追求型  
充実したサービスを望む

五十年代も後半になると、健康増進にしても、ランニングパンツ一枚でできるジョギングではなく、スポーツ教室に通い、より充実した余暇を過ごすタイプが増えてきました。また、休日に家族全員でレストランなどに行き、家庭では味わえない専門店の味を楽しむといったタイプも、楽しみ追求型に含まれます。

レジャーを楽しむ、余暇時間を有効に使う生活上型・自己投資型や楽しみ追求型は昭和五十年以降増えはじめ、昭和四十五年に「レジャーを楽しむ」と答えた人は百人のうち十五人だったのに、五十七年には二・四倍の三十六人になっています。

余暇が生活の中心となり、使い方も、休息志向からそれぞれの人が個性的、積極的に使い始めているのがよく分かります。